

大原の  
公認会計士受験シリーズ

短答式対策

企業法

試験に出る問題集

(8版)

肢別チェックの後はこの1冊で!

資格の大原 公認会計士講座 編著

大原出版



## まえがき

平成18年度より、新試験制度の下で公認会計士試験が実施されました。それに伴い、新たに証券取引法（現行は金融商品取引法）が試験範囲に加わり、科目名も「企業法」と改められました。また、短答式試験は、従来は必須5科目をまとめて3時間で実施していましたが、新試験制度の下では科目ごとの実施に変わって、企業法の試験時間は現在では60分（平成19年度までは90分）となり、出題される問題数も20問（平成26年から平成27年までは18問）になりました。平成18年以前に比べて問題数が増えたことによって、運が作用する余地は少なくなり、実力がきちんと結果に反映されることになりました。その意味では、今まで以上に短答式試験の重要性が増大すると考えていいでしょう。

なお、本問題集は、4肢6択形式の問題を一部に取り入れているので、本問題集の問題を解くことで、本試験同様の臨場感を味わうことができます。しかし、練習問題はあくまでも練習問題であり、本試験での得点力をアップするためには、その問題で正解に達することができればそれで十分というわけではありません。一つ一つの選択肢の正誤を、その根拠まで遡ってしっかり検討することが大切です。特に、知識があいまいな場合は、条文を見てください。条文を見ただけでは理解が不十分だと感じたときは基本書で内容を確認することも忘れないください。また、正誤の判断の根拠となる条文を読む場合も、ただ漫然と眺めているだけでは意味がありません。条文の中に示されている意義、趣旨、要件、効果を整理しながら読み込むことが必要です。このような検討を重ねることによって、条文の意味を理解し、その分野の知識を正確に理解し、記憶することが可能になります。過去の本試験問題が、条文の知識を問う問題がほとんどであることに鑑みれば、このような検討がいかに重要かを理解していただけたらと思います。

問題集を繰り返し解いていると、どの肢が正解なのかを覚えてしまうので意味がないのではないかと考えがちですが、練習問題を解くことの意味は、正解の肢を見つけることではなく、五つある肢のすべてにつき正誤の判断をできるようにすることです。たとえ、その肢が正しい肢だと覚えてしまったとしても、なぜ正しいのかを説明できるようにすることが本試験での得点力を高めることとなります。

条文、練習問題を有機的に活用し、合格レベルの実力を身につけるために本書を活用していただければ幸いです。

2023年（令和5年）5月

資格の大原 公認会計士講座 法律科

# 本書の特徴と構成

## 新会社法完全対応

・問題・解説を新会社法に合わせて全面的に改定！

問題編、解答・解説編で学習が完結

本試験に合わせた4肢6択の問題も掲載

### 24 設立全般①

株式会社の設立に関する次のア～エまでの記述のうちには、正しいものが二つある。その記号の組合せの番号一つ選びなさい。

- ア. 出資の目的である財産が不動産である場合において、当該財産について定款に記載された価額が相当であることについて、弁護士等の証明がなくても、不動産鑑定士の鑑定評価を受けたときは、裁判所の選任する検査役の調査を受けることを要しない。
- イ. 設立時募集株式の引受人が、払込期日までに出資の履行をしない場合、発起人は、当該引受人に対して、期日を定め、その期日までに当該出資の履行をしなければならない旨を通知しなければならない。
- ウ. 株式会社の設立において、発起人が払込みを仮装した場合は仮装した全額について支払義務を負う。
- エ. 発起設立において、払込みの取扱いをした金融機関は、払い込まれた金額に相当する金銭の保管証明責任を負わないが、募集設立においては、払込みの取扱いをした金融機関は、払い込まれた金額に相当する金銭の保管証明責任を負う。

1. アイ 2. アウ 3. アエ 4. イウ 5. イエ 6. ウエ

### 24 設立全般①

【解答】 6

【解説】

ア. 誤り。

出資の目的である財産が不動産である場合において、当該財産について定款に記載された価額が相当であることについて、弁護士等の証明を受け、かつ、不動産鑑定士の鑑定評価を受けたときは、裁判所の選任する検査役の調査を受けることを要しない（33条10項3号）。

イ. 誤り。

設立時募集株式の引受人が、払込期日までに出資の履行をしない場合、発起人は、当該引受人に対して、期日を定め、その期日までに当該出資の履行をしなければならない旨を通知する必要はない（63条3項参照）。引受人が払込期日に当該払込みをしないときは、当然に失権する（63条3項）。発起人の場合は、失権手続を要する（36条）。

ウ. 正しい。

52条の2第1項1号。平成26年会社法改正により、発起人は、設立時発行株式の払込金額の払込みを仮装した場合には、株式会社に對し、払込みを仮装した払込金額の全額の支払をしなければならない（52条の2第1項1号）。

エ. 正しい。

64条。発起設立においては、払込みの取扱いをした金融機関は払込金の保管証明責任を負わない（34条2項、64条参照）。他方、募集設立においては、払込みの取扱いをした金融機関は払込金の保管証明責任を負う（64条）。

以上より、正しいものは、ウとエであり、解答は6である。

#### 【各問題の項目を掲載】

出題の内容が一目でわかるので、苦手分野を集中的に学習できます。

#### 【4肢6択の問題も掲載】

本試験と同様の出題形式に慣れることで本試験でも動揺せずに正答を導けるようになります。

解説にも解答の表示があります。一々正答を確認する必要がないので、効率的に学習できます。

間違いをどう直せばいいかが一目でわかります。正しい内容に直した上で暗記しましょう。

#### 【条文番号を明示】

解答を確認する際は条文を確認することでより理解が深まります。

余白が多いので、メモ書きして、自分用にカスタマイズすることが可能です。

# 本書の使い方

短答式対策 企業法は、短答式本試験対策のための最適な問題集です。この問題集を数回繰り返し解くことで、自然に一間、特に一肢ごとの正誤判断を素早く、正確に行うことができるようになると同時に、自分にとっての苦手分野や論点を明確にすることができます。では、本書の使い方の一例を、以下にできるだけ具体的に示します。

## 問題を解く

まずは、順番に問題を解いていきましょう。

- ① 一間解くごとに、または、ある程度まとまった量の問を一気に解いてから答えを見るようにしましょう。
  - ・ 講義の復習時に知識の定着のために解く場合は一間ごとに、答練、本試験の準備として知識の確認のため解くときはまとまった量を一気に解くといいでしょう。
- ② 解答時間は、一間につき数分程度を目安にしてください。
  - ・ 一間解くのに長く考えすぎないようにしてください。

## ↓ 答合わせをする

さあ、それでは答え合わせです。初めての問題で、できなかったものがあってもがっかりすることはありません。ここからが、実力アップのスタートです。

## ↓ 解説を読む

はつきり言って、答え合わせまでは単なる作業に過ぎません。ここからが本当の勉強です。

- ① 不正解だった問はもちろん、正解した問であっても、きちんと解説を読んでください。
  - ・ 正解した問については、一つ一つの肢は自分が正しいと判断した根拠、自分が誤りと判断した根拠が合っていたかを、解説で確認しましょう。
  - ・ 不正解だった問については、なぜその問の中の個別の肢が○肢なのか、なぜその肢が×肢なのかの根拠(理由)を、解説を読んで確認してください。特に×肢については、誤った内容を○肢になるよう正しく直した上で、その知識を覚えるようにしましょう。
- ② 必要に応じて、教材類、六法を確認してください。
  - ・ 解説を読んだだけでは正誤の判断に自信が持てない場合、解説の内容に疑問が生じたときは、それぞれの基本書として使用している教材類に戻り、該当箇所を確認しましょう。

## ↓ 解き直しをする

さて、全部の問題を一回解きましたね。失礼ながら、この段階ですべての問題を正解したという方は、ほとんどいらっしゃらないと思います。知識を記憶に定着させるために、解き直しをしましょう。この解き直しが、皆さんの実力を伸ばす最も重要な段階ですから、必ず実行してください。

## ■ 本書の問題の正解の基準と解説中の法令・条文の表記について ■

### 1. 短答式問題の正解の基準

- ① 明文規定がある場合は条文の規定内容に合致するかどうかで正しいか誤りかを判断します。
- ② 明文規定がなく、解釈について争いがある場合には、
  - a. 判例
  - b. (判例がない場合は)学説の中の通説・多数説が基準となり、合致するものが正しい、合致しないものが誤りです。
- ③ 事例や場合分けが必要とされるときは問題文にない事実は不存在と考えます。また、善意・悪意(知っている・知らない)等は指摘がなければ不明と考えます。不明な場合も含めて常にあてはまるとしている場合は誤りです。

なお、特殊な事情は一般に検討しません。ただし、特殊な事情を検討しないと正解肢(内容の正誤ではなく、当該問題の解答として選択すべき肢)が二つ以上になる場合、あるいは正解肢が無くなるような場合は、特殊な事情を検討します。また、正解肢と疑わしい肢が二つ以上ある場合は、相対的に判断しより正解肢らしい肢を正解肢とします。

(本試験では、若干の疑問が残る場合も特殊な事情は無視して正解を導くべきであると考えられる問題も多かったようです。その限界は微妙ですが、一般に考えるべきかどうかをその問題ごとに考慮することになります。)

### 2. 法令・条文の表記について

本書では、法令・条文は次のように表記しています。ただし、法令名の示されていない条文は、会社法(又は商法)の条文を意味します。

商法→商

会社法→会

金融商品取引法→法

商業登記法→商登

小切手法→小

民事訴訟法→民訴

民事執行法→民執

破産法→破

民法→民

会社更生法→会更

## 企業法 出題論点一覧表

\* 1問の中で複数の論点が出題されている場合があるので、問題の数と○の数は必ずしも一致しません。

出題論点・テーマ	2018年 第Ⅰ回	2018年 第Ⅱ回	2019年 第Ⅰ回	2019年 第Ⅱ回	2020年 第Ⅰ回	2020年 第Ⅱ回	2021年	2022年 第Ⅰ回	2022年 第Ⅱ回	2023年 第Ⅰ回
会社・定義、外国会社										
発起人	○				○	○		○		
定款・発行可能株式総数	○	○	○	○			○			○
発起設立と募集設立	○		○	○	○	○	○	○	○	○
変態設立事項	○									
設立無効・取消し等		○			○	○				
株主の権利義務、種類株式	○	○		○			○	○	○	○
株式の譲渡・担保						○		○	○	
自己株式・親会社株式	○			○						○
株券・振替株式		○			○	○			○	
株主名簿		○					○	○		○
併合・分割・無償割当て	○	○	○				○			
単元株制度	○			○						
株式会社の機関設計	○			○	○	○				
株主総会	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
取締役・取締役会	○			○		○		○	○	
代表取締役	○			○	○					
監査役・監査役会	○					○	○	○	○	
会計参与	○		○						○	
会計監査人							○			
役員等全般	○	○	○	○			○			○
指名委員会等設置会社		○	○		○	○	○	○		
監査等委員会設置会社	○		○	○	○	○	○			○
募集株式の発行等	○	○	○	○	○	○				○
新株予約権				○		○		○		○
社債	○		○	○	○	○	○	○	○	○
会計帳簿・計算書類		○		○		○	○	○	○	
資本金・準備金	○	○				○			○	○
剰余金の配当			○		○		○	○		
定款変更	○			○						
解散・清算	○		○			○				
事業譲渡等・組織再編行為	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
持分会社	○	○	○	○	○	○	○			○
商人・商行為・商業帳簿	○	○	○	○		○				○
商業使用人・商業登記	○	○	○	○		○	○			
商号・営業の譲渡	○			○	○	○			○	
商行為法総論	○			○	○	○	○	○		
匿名組合	○									○
交互計算				○						
仲介業、運送・倉庫・場屋	○			○	○			○	○	
金融商品取引法の有価証券				○			○	○		○
発行開示	○				○	○				
流通開示・電子開示	○	○	○	○	○			○	○	○
公開買付け・大量保有			○			○	○		○	
民事責任・刑罰・行政処分	○	○								



# 目次

問題編	1
-----	---

解答・解説編	117
--------	-----

(注) ( ) 内は解答・解説のページを示す。

## 第1部 商法

1	商人・商行為①	4 (120)
2	商人・商行為②	5 (120)
3	商業使用人	6 (121)
4	商業登記	7 (122)
5	商号	8 (123)
6	営業譲渡	9 (123)
7	商行為法通則①	10 (124)
8	商行為法通則②	11 (125)
9	交互計算	12 (125)
10	仲介業①	13 (126)
11	仲介業②	14 (127)
12	運送・倉庫・場屋営業①	15 (128)
13	運送・倉庫・場屋営業②	16 (128)

## 第2部 会社法

### 第1章 設立

14	会社の概念	18 (132)
15	株式会社の設立	19 (132)

16	定款の作成	20 (133)
17	発起設立と募集設立①	21 (134)
18	発起設立と募集設立②	22 (134)
19	発起設立と募集設立③	23 (135)
20	変態設立事項に関する規制	24 (135)
21	設立登記	25 (136)
22	設立関与者の責任	26 (137)
23	設立の瑕疵	27 (137)
24	設立全般①	28 (138)
25	設立全般②	29 (139)

## 第 2 章 株 式

26	種類株式等	30 (140)
27	株式の譲渡①	31 (141)
28	株式の譲渡②	32 (141)
29	自己株式①	33 (142)
30	自己株式②	34 (143)
31	自己株式③	35 (143)
32	自己株式④	36 (144)
33	子会社による親会社株の取得	37 (144)
34	株券・振替株式①	38 (145)
35	株券・振替株式②	39 (146)
36	株券・振替株式③	40 (146)
37	株主名簿①	41 (147)
38	株主名簿②	42 (148)
39	株式併合	43 (148)
40	株式消却・併合・分割・無償割当て	44 (149)
41	株式無償割当て	45 (150)
42	単元株	46 (151)
43	株式全般	47 (151)

### 第 3 章 機 関

44	株主総会①	48 (153)
45	株主総会②	49 (153)
46	株主総会③	50 (154)
47	株主総会④	51 (155)
48	株主総会⑤	52 (155)
49	株主総会⑥	53 (156)
50	株主総会⑦	54 (157)
51	取締役①	55 (158)
52	取締役②	56 (158)
53	取締役③	57 (159)
54	取締役④	58 (160)
55	取締役⑤	59 (160)
56	取締役⑥	60 (161)
57	取締役⑦	61 (162)
58	取締役⑧	62 (162)
59	取締役⑨	63 (163)
60	取締役⑩	64 (164)
61	特別取締役	65 (165)
62	指名委員会等①	66 (165)
63	指名委員会等②	67 (166)
64	監査等委員会設置会社	68 (167)
65	取締役会	69 (167)
66	代表取締役①	70 (168)
67	代表取締役②	71 (169)
68	代表取締役③	72 (169)
69	監査役①	73 (170)
70	監査役②	74 (170)
71	執行役	75 (171)

72	機関全般	76 (172)
----	------	----------

## 第4章 資金調達

73	通常の新株発行①	77 (173)
74	通常の新株発行②	78 (173)
75	通常の新株発行③	79 (174)
76	通常の新株発行④	80 (174)
77	新株予約権・新株予約権付社債①	81 (175)
78	新株予約権・新株予約権付社債②	82 (176)

## 第5章 社債・計算・定款変更

79	社債の発行	83 (177)
80	社債権者集会	84 (177)
81	資本・準備金	85 (178)
82	剰余金配当	86 (179)
83	資本金額減少	87 (179)
84	定款変更	88 (180)

## 第6章 事業譲渡と組織再編

85	企業結合	89 (181)
86	会社の合併①	90 (181)
87	会社の合併②	91 (182)
88	会社の合併③	92 (183)
89	株式交換・株式移転・株式交付	93 (183)
90	会社分割	94 (184)

## 第7章 持分会社等

91	各種会社①	95 (186)
92	各種会社②	96 (187)
93	各種会社③	97 (187)
94	各種会社④	98 (188)

95	各種会社⑤	99 (188)
96	各種会社⑥	100 (189)
97	各種会社⑦	101 (190)
98	合同会社①	102 (190)
99	合同会社②	103 (191)
100	特例有限会社	104 (191)
101	外国会社	105 (192)
102	匿名組合	106 (193)

## 第 3 部 金融商品取引法

103	発行市場①	108 (196)
104	発行市場②	109 (196)
105	発行市場③	110 (197)
106	流通市場①	111 (198)
107	流通市場②	112 (198)
108	公開買付け	113 (199)
109	大量保有開示	114 (199)
110	民事責任、刑事責任、課徴金	115 (200)

問題編

第

1

部

商 法

# 1

## 商人・商行為①

商人・商行為に関する次のア～エまでの記述のうちには、正しいものが二つある。その記号の組合せの番号を一つ選びなさい。

- ア. 営利意思をもって他人から取得すべき土地を売却する契約およびその履行のためにその土地を購入する契約は絶対的商行為であり、それを業とする者は商人である。
- イ. 建物の建築の請負は営業的商行為であり、それを業とする者は商人である。
- ウ. 結婚の媒介の引受は営業的商行為であり、それを業とする者は商人である。
- エ. 専ら賃金を得る目的をもって物を製造することを業とする者は小商人である。

1. アイ    2. アウ    3. アエ    4. イウ    5. ウエ



## 2

### 商人・商行為②

商人・商行為に関する次のア～エまでの記述のうちには、正しいものが二つある。その記号の組合せの番号を一つ選びなさい。

- ア. 転売して利益を得る目的でXはリゾートマンションを購入したが、その後、気が変わって、自ら別荘として利用している。Xがリゾートマンションを購入する行為は商行為ではない。
- イ. 親の遺産を相続したXは、それを元手にして貸金業をはじめた。Xが金銭貸付をなす行為は商行為である。
- ウ. CDを趣味で収集していたXは、そのCDの数が多数にのぼったことから、それをもとに自宅で、CDレンタル店をはじめた。XがCDの賃貸をなす行為は商行為ではない。
- エ. 青果商を営むXが市場で自宅用として野菜を購入したが、この野菜の購入行為は商行為とならない。

1. アイ    2. アウ    3. イウ    4. イエ    5. ウエ

# 3

## 商業使用人

支配人に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。

- ア. 商人が商行為を委任するために支配人を選任したときは、当該支配人の代理権は、当該商人の死亡によって消滅する。
- イ. 商人は、支配人の代理権に制限を加えても、その制限を第三者に対抗することができない。
- ウ. 支配人が、営業主である商人の許可を得ずに自己のために商人の営業の部類に属する取引をなした場合、当該営業によって当該支配人が得た利益の額は、当該商人に生じた損害の額と推定される。
- エ. ある商人により選任された支配人は、当該商人のために他の支配人を選任することができない。

1. アイ    2. アウ    3. アエ    4. イウ    5. イエ    6. ウエ

# 4

## 商業登記

商業登記に関する次のア～エまでの記述のうちには、正しいものが二つある。その記号の組合せの番号を一つ選びなさい。

- ア. 営業主が支配人を選任したが、支配人の選任登記が未了である場合において、この者が支配人としてなした取引につき、相手方は営業主に対しその者が支配人であると主張できない。
- イ. 支配人の解任登記が未了である場合、営業主は支配人に対しては、解任の事実を主張することができない。
- ウ. 支配人の解任を登記した場合であっても、営業主は、交通途絶により登記を知らなかった第三者に対しては解任の事実を主張することはできない。
- エ. 登記申請者の故意または過失により不実の登記がなされている場合において、登記事項が不実であることにつき善意の第三者は、たとえその点につき過失があったとしても、保護される。

1. アイ    2. アウ    3. アエ    4. イウ    5. ウエ

# 5

## 商号

商法上の商号に関する次のア～エまでの記述のうちには、正しいものが二つある。その記号の組合せの番号を一つ選びなさい。

- ア. 営業の実際と合致しない名称を商号に選定することは禁止される。
- イ. 商号は営業とともに譲渡する場合にのみ、譲渡することができる。
- ウ. 個人商人が数種の営業を営む場合、営業ごとに異なる商号を使用することができる。
- エ. 未登記ながらある商号を先に使用していた個人商人は、不正目的をもって同一商号を使用する個人商人に対して、その商号の使用差止と損害賠償の請求をなしうるが、不正使用者の商号が登記済である場合には、その登記の抹消を請求できる。

1. アイ    2. アウ    3. イウ    4. イエ    5. ウエ

解答・

解説編

第

1

部

商 法

# 1

## 商人・商行為①

《解答》 4

《解説》

ア. 誤り。

投機売却及びその実行行為は絶対的商行為であるが、その目的物は動産又は有価証券に限られ、不動産を含まない（501条2号）。

イ. 正しい。

建物の建築の請負は、502条5号の「作業の請負」にあたるから、営業的商行為であり、それを業とする者は商人である（4条1項）。

ウ. 正しい。

結婚の媒介の引受は、502条11号の「仲立ちに関する行為」にあたるから、営業的商行為であり、それを業とする者は商人である（4条1項）。

エ. 誤り。

専ら賃金を得ることを目的として物の製造または労務に服する者の行為は、生計を営む手段にすぎず、企業性を欠くため、営業的商行為から除外される（502条ただし書）。したがって、その行為を業とする者は商人ではないから、小商人でもない。

以上により、正しいものは、イとウである。

# 2

## 商人・商行為②

《解答》 5

《解説》

ア. 誤り。

転売し利益を得る目的でマンションを購入した行為は、投機購買（501条1号）に該当する。そのまま別荘として使用していてもその結論は変わらない。

イ. 誤り。

商法502条8号の『銀行取引』というためには、不特定多数の者から金銭又

は有価証券を取得する行為（受信行為）とそれを貸付ける行為（与信行為）の双方が必要と解されている（判例・多数説）。自己資金のみで金銭を貸付ける金融業者の行為は銀行取引には該当しない（判例）。

ウ. 正しい。

商法502条1号の投機貸借に該当するためには、目的物を、利益を得て賃貸する意思で取得あるいは賃借しなければならない。そのようにして取得・賃借したものを賃貸する行為がその実行行為に該当する。

エ. 正しい。

商法501条1号の投機購買には、利益を得て譲渡する意思をもって目的物の取得をしなければならない。Xの取得には投機意思を欠いている。

以上により、正しいものは、ウとエである。

---

## 3 商業使用人

---

《解答》 6

《解説》

ア. 誤り。

商人が商行為を委任するために支配人を選任したときは、当該支配人の代理権は、当該商人の死亡によって消滅しない（商法506条）。商行為の委任による代理権は、本人の死亡によっては、消滅しない。

イ. 誤り。

商人は、支配人の代理権に制限を加えても、その制限を善意の第三者に対抗することができない（商法21条3項。なお、会社法11条3項）。支配権、代表権とも本人である商人、会社は制限できるが、支配権、代表権が制限されていることを知らない第三者には対抗できない（商法21条3項、会社法11条3項、349条5項、420条3項、599条5項）。

ウ. 正しい。

支配人が、営業主である商人の許可を得ずに自己のために商人の営業の部類に属する取引をなした場合、当該営業によって当該支配人が得た利益の額は、



当該商人に生じた損害の額と推定される（商法23条2項）。会社の事業の部類に属する取引について競業避止義務が課されている者が会社の許可（承認）を得ずに当該取引をなした場合には、同様の推定規定が定められている（会社法12条2項、423条2項、594条2項、清算人について486条2項）。

エ. 正しい。

ある商人により選任された支配人は、当該商人のために他の支配人を選任することができない（商法21条2項の反対解釈）。

以上により、正しいものは、ウとエである。

## 4 商業登記

《解答》 5

《解説》

ア. 誤り。

登記事項たる事実につき未登記であった場合、第三者の側からその事実を主張することはできる。

イ. 誤り。

登記事項に関する当事者間においては、事実にしたがって主張できる。

ウ. 正しい。

9条1項、会社法908条1項の積極的公示力の例外として、正当事由が存在した場合がある。この正当事由とは、登記を知ろうとしても知りえない客観的障害が存在する場合をいうと解されている。選択肢の場合には、営業主は第三者に対し支配人解任の事実を主張することができない。

エ. 正しい。

9条2項、会社法908条2項でいう第三者は、過失の有無を問わないと解されている。

以上により、正しいものは、ウとエである。

## 5 商号

《解答》 5

《解説》

ア. 誤り。

商号自由主義（11条）のもと、営業と商号との一致は要求されていない。したがって八百屋が鮮魚店という商号をつけることも、理論上は可能である。

イ. 誤り。

商号は営業とともに譲渡する場合又は営業を廃止する場合に限って譲渡できる（15条1項）。

ウ. 正しい。

個人商人が一個の営業を営む場合には、商号も一つでなければならない。これに対して個人商人が数個の独立した営業を営む場合は、それぞれ別個の商号を使用することができる。

エ. 正しい。

商法12条で商号の使用差止を請求しうる場合、その使用差止の目的の達成のためには登記の抹消請求もなしうると解されている（判例）。

以上により、正しいものは、ウとエである。

## 6 営業譲渡

《解答》 4

《解説》

ア. 誤り。

営業譲渡契約における競業避止義務に関する特約の制限については、選択肢のとおりであるが、その制限を超える特約はその制限の範囲内で効力を有するにすぎず（16条2項、会21条2項）、営業譲渡契約自体が無効となるのではない。

イ. 正しい。